

食品安全情報

食品中の放射性物質への対応

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故後、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。

食品の安全・安心をより一層確保するため、平成24年4月から新しい基準値が設定され、検査を続けています。

■ 食品中の放射性物質の検査体制

国や関係自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農畜水産物などを中心に放射性物質検査を行い、今後も新基準値を上回る食品が流通しないよう出荷制限等の措置を講じています。

◆ 検査体制

右の地図の17都県を中心に検査計画を策定し、各種農畜水産物の収穫期に応じて検査を行っています。

【検査対象品目】

野菜類・果実類、乳、茶、水産物、牛肉、穀類 など

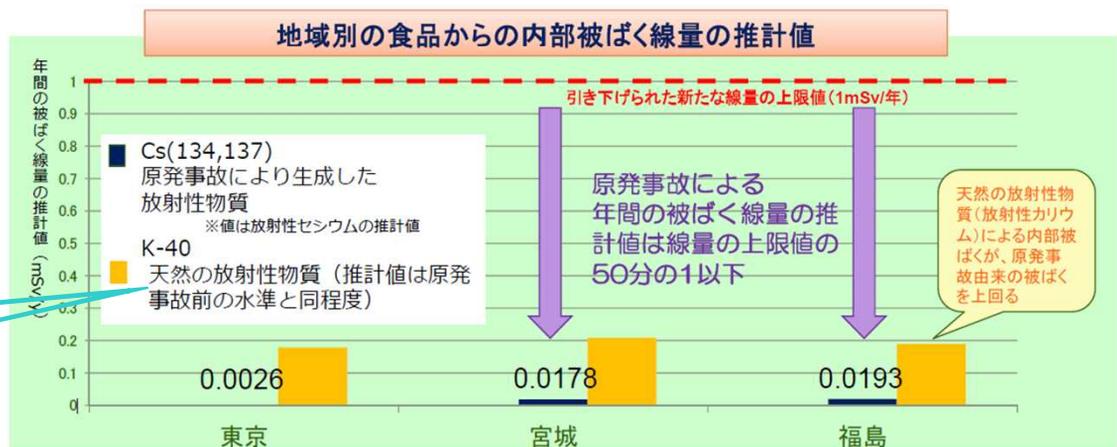
各都道府県で実施された食品中の放射線物質の検査結果は厚生労働省が集約しインターネットで公表しています。

○http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html



～食品からの被ばく線量の推計について～

厚生労働省で昨年秋に、東京都、宮城県と福島県で販売されている食品を購入して、平均的な食生活を続けた場合の内部被ばく線量を推計しました。



自然界の放射性物質

放射性セシウムからの被ばく線量は年間0.02ミリシーベルト程度にとどまります。

○ 新たな基準値(年間1ミリシーベルト)の50分の1以下です。

○ 天然の放射性物質である放射性カリウムからの内部被ばく線量の1割程度の低い水準となっています。